

市民生活部市民税課

1 市民税

(1) 主な法令改正等

ア 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

子育て世帯等（19歳未満の子を有する世帯または夫婦のいずれかが40歳未満の世帯）が、認定住宅等の新築等をして令和6年に入居した場合の借入限度額が、下表のとおり上乗せされた。

新築・買取再販住宅の種類	子育て世代等の借入限度額	その他の世帯の借入限度額
認定住宅	5, 0 0 0 万円	4, 5 0 0 万円
Z E N水準省エネ住宅	4, 5 0 0 万円	3, 5 0 0 万円
省エネ基準適合住宅	4, 0 0 0 万円	3, 0 0 0 万円

また、合計所得金額1,000万円以下の方に限り、新築住宅の床面積要件を40平方メートル以上に緩和する措置について、建築確認の期限が令和6年12月31日（改正前：令和5年12月31日）まで延長された。

ただし、令和6年1月以降に建築確認を受けた新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は、住宅ローン控除を受けられない。

イ 同一生計配偶者に係る定額減税の実施

令和6年中の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下の方で、市民税・県民税所得割が課税される方のうち、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者 ※ がいる方について、令和7年度に特別税額控除（定額減税）を実施した。

※前年中の合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者と生計を一にする配偶者で、配偶者自身の前年中の合計所得金額が48万円以下の方

(2) 課税状況

ア 個人市県民税及び森林環境税現年度分

区 分	市 民 税		県 民 税	
	納税義務者数	年度末賦課決定額	納税義務者数	年度末賦課決定額
均 等 割	78,176人	234,476,109円	78,176人	117,238,349円
所 得 割	71,372人	7,807,862,629円	71,349人	5,203,583,552円
合 計	78,176人	8,042,338,738円	78,176人	5,320,821,901円

区 分	森林環境税	
	納税義務者数	年度末賦課決定額
国 税	78,006人	77,993,161円

イ 個人市県民税過年度分

課税件数	市民税年度末賦課決定額	県民税年度末賦課決定額
631件	17, 285, 760円	11, 484, 440円

ウ 法人市民税現年度分

区 分	納税義務者数（延べ件数）	確定税額
均 等 割	6, 051件	560, 759, 000円
法 人 税 割	3, 489件	994, 514, 300円
合 計	9, 540件	1, 555, 273, 300円

エ 法人市民税過年度分

区 分	納税義務者数（延べ件数）	確定税額
均 等 割	241件	21, 102, 000円
法 人 税 割	404件	27, 963, 800円
合 計	645件	49, 065, 800円

オ 退職所得に係る分離課税分

申 告 納 付 件 数	市 民 税	県 民 税
475件	79, 737, 965円	53, 154, 143円

(3) 減免申請に基づく処理状況

ア 個人市県民税

申請件数	不決定件数	減免件数	減 免 税 額		
			個 人 市 民 税	個 人 県 民 税	森 林 環 境 税
54件	2件	52件	1, 537, 831円	970, 328円	37, 741円

イ 法人市民税

申請件数	不決定件数	減免件数	減 免 税 額	
			均 等 割	法 人 税 割
88件	1件	87件	5, 160, 000円	0円

(4) 申告相談

次のとおり申告相談を2会場で実施した。

ア 米子コンベンションセンター

米子税務署による確定申告相談と、本市による住民税申告相談を合同で実施した。

- ・相談期間 令和8年2月16日（月）から令和8年3月16日（月）まで（土・日・祝日除く。）
- ・相談件数 956件

イ 米子市役所淀江支所

所得税の確定申告相談と住民税の申告相談を本市職員により実施した。

確定申告相談については、e-Tax（電子申告・納税システム）等電子システムによる申告書作成、データ送信を行った。

- ・相談期間 令和8年1月26日（月）から令和8年2月6日（金）まで（土・日除く。）

・相談件数 529件

2 定額減税及び調整給付金(不足額給付)

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」として、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため実施された定額減税で、令和7年度は、令和6年度に減税対象とならなかった控除対象配偶者を除く同一生計配偶者に係る定額減税を実施した。また、令和6年度に実施した定額減税補足給付金（当初調整給付）に不足額が生じる対象者に対して、差額部分を「調整給付金（不足額給付）」として支給した。

(1) 定額減税

ア 対象者

令和6年分の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下で、控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く。）を有する納税義務者（給与収入のみの方の場合は、給与収入1,195万円超2,000万円以下）

イ 減税額の内容

納税義務者の令和7年度個人市県民税の税額控除後の所得割額から1万円を控除。

ウ 実施状況

・定額減税対象納税義務者	401人（令和8年3月31日現在）
・市県民税定額減税額（合計）	4,010,000円（令和8年3月31日現在）
・市民税定額減税額	2,406,314円（令和8年3月31日現在）
（参考）県民税定額減税額	1,603,686円（令和8年3月31日現在）

(2) 調整給付金（不足額給付）

定額減税補足給付金窓口を設置し、支給事務を行った。

ア 対象者

令和7年度個人住民税課税自治体（令和7年1月1日時点の住民票所在地（生活の本拠地））が米子市であって、次の【不足額給付1】または【不足額給付2】のいずれかに該当する対象者。

【不足額給付1】

令和6年度に実施した定額減税補足給付金（当初調整給付）の算定に際し、令和6年分推計所得税額（令和5年分所得等を基にした推計値）を用いたことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で不足が生じた納税義務者

【不足額給付2】

次の①から③の給付要件を全て満たしている対象者

- ①令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割額ともに定額減税前税額が0円である（本人として定額減税の対象外）
- ②税制度上、扶養親族の対象外である（扶養親族等としても定額減税の対象外）
- ③低所得世帯向け給付（注）対象世帯の世帯主や世帯員に該当しない

（注）低所得世帯向け給付とは、次のいずれかを指す。

令和5年度非課税世帯への給付（7万円）

令和5年度均等割のみ課税世帯への給付（10万円）

令和6年度新たに非課税世帯もしくは均等割のみ課税世帯となった世帯への給付（10万円）

イ 支給内容

【不足額給付1】

次の計算式から算出した額を支給額とした。

(本来給付すべき所要額) − (定額減税補足給付金 (当初調整給付) 額) = 支給額

【不足額給付2】

1人あたり原則4万円(定額)を支給額とした。

※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円

ウ 対象者数及び支給額

- ・支給期間 令和7年9月17日から令和7年12月2日まで
- ・対象者数 13,444人
- ・支給額 406,410,000円

3 軽自動車税

(1) 主な改正等

種別割のグリーン化特例(軽課)

令和5年度税制改正により、次のとおり種別割のグリーン化特例(軽課)について、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用車に限定した上で、適用期限が3年延長された。

三輪以上の軽自動車でも令和5年4月1日から令和8年3月31日までに新車新規登録をした車両で、その排ガス性能及び燃費性能の優れたものについて、下表のとおり軽減税率(年税率)を適用する。

(軽四輪乗用車)

対 象 車	内 容	税 額	
		自家用	営業用
電気・天然ガス車	税率を概ね75%軽減	2,700円	1,800円
令和12年度燃費基準+90%達成車 かつ令和2年度燃費基準達成車	税率を概ね50%軽減	-	3,500円
令和12年度燃費基準+70%達成車 かつ令和2年度燃費基準達成車	税率を概ね25%軽減	-	5,200円

(軽四輪貨物車)

対 象 車	内 容	税 額	
		自家用	営業用
電気・天然ガス車	税率を概ね75%軽減	1,300円	1,000円

(2) 課税状況(環境性能割)

課 税 台 数	調 定 額
1,981台	44,595,000円

※環境性能割は、50万円を超える三輪以上の軽自動車を取得した場合に適用。

(3) 課税状況(種別割)

ア 現年度分

納 税 義 務 者 数	課 税 台 数	調 定 額
44,666人	62,333台	527,446,900円

(車種別内訳)

種 別		税額 (円)	賦課期日 台数 (台)	増減台数 (台)	課税免除 台数 (台)	減免台数 (台)	差引課税 台数 (台)	調定額 (円)		
原動機付 自転車	第一種	2,000	2,162	△1	0	5	2,156	4,312,000		
	第二種乙	2,000	317	△1	0	0	316	632,000		
	第二種甲	2,400	802	△1	0	2	799	1,917,600		
	ミニカー	3,700	83	0	0	4	79	292,300		
	特定小型原動機付自転車	2,000	54	0	0	0	54	108,000		
小型特殊 自動車	農耕車	2,400	2,006	△1	0	0	2,005	4,812,000		
	その他	5,900	311	△1	0	0	310	1,829,000		
軽 自 動 車	軽二輪		3,600	1,389	4	19	0	1,374	4,946,400	
	軽三輪		3,100	0	0	0	0	0	0	
			3,900	0	0	0	0	0	0	
			4,600	0	0	0	0	0	0	
	雪上車		3,600	0	0	0	0	0	0	
	四 輪 貨 物	自家用		4,000	1,554	0	23	20	1,511	6,044,000
				5,000	6,749	△6	63	64	6,616	33,080,000
				6,000	4,217	△1	83	48	4,085	24,510,000
				1,300	10	0	0	0	10	13,000
		営業用		3,000	31	0	0	0	31	93,000
				3,800	197	0	0	1	196	744,800
				4,500	73	0	0	0	73	328,500
				1,000	5	0	0	0	5	5,000
軽 自 動 車	四 輪 乗 用	自家用		7,200	8,207	0	146	171	7,890	56,808,000
				10,800	24,899	△1	365	468	24,065	259,902,000
				12,900	9,505	△2	218	216	9,069	116,990,100
				2,700	24	0	0	0	24	64,800
	営業用		5,500	6	0	0	0	6	33,000	
			6,900	6	0	0	0	6	41,400	
			8,200	10	0	0	0	10	82,000	
			5,200	0	0	0	0	0	0	
二輪の小型自動車		6,000	1,702	△14	42	3	1,643	9,858,000		
合 計		—	64,319	△25	959	1,002	62,333	527,446,900		

イ 過年度分

納 税 義 務 者 数	課 税 台 数	調 定 額
2人	2台	25,800円

(4) 減免の状況

区 分		申請件数	減免件数	減免台数	減免税額
公益のため直接使用するもの		39 件	39 件	258 台	2,362,000円
自動車学校の生徒の教習用		2 件	2 件	10 台	59,700円
身体障害者等 に対するもの	本人が運転するもの	417 件	417 件	417 台	4,179,500円
	家族が運転するもの	224 件	221 件	221 台	2,278,100円
その構造が身体障害者の利用に供するためのもの		37 件	37 件	96 台	932,100円
合 計		719 件	716 件	1,002 台	9,811,400円

(5) 課税免除の状況

区 分	申請件数	免除件数	免除台数	免除税額
商品であって使用しないもの	67件	67件	959台	9,030,800円

3 市たばこ税

課税状況

区 分	課税標準	税 率	調 定 額
製造たばこ	159,073,683本	1,000本につき6,552円	1,042,250,750円

4 入湯税

課税状況

課 税 標 準	税 率	調 定 額	特別徴収義務者数
416,527人	1人当たり 150円	62,479,050円	20人

5 窓口事務

ア 新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業者等が金融対策の融資制度を受ける場合や個人が生活福祉資金（緊急小口資金）、総合支援資金（生活支援費）等を受ける場合に必要となる証明書について、令和7年度も引き続き証明発行手数料を無料とした。

イ 市民一課から自動車臨時運行許可事務が移管となり、令和7年11月4日から市民税課での申請受付が開始となった。

(1) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付等

区 分	一 般	公 用	合 計
標 識 交 付 申 請	465件	0件	465件
廃 車 申 告	478件	1件	479件
変 更 申 告	107件	0件	107件
再 交 付 申 請	19件	0件	19件
標 識 弁 償	3件	0件	3件

(2) 証明取扱件数

区 分	通 数	コロナによる減免
所 得 証 明	6,614枚	84枚
資 産 証 明	2,595枚	1枚
住宅用家屋証明	647枚	—
廃 車 証 明	66枚	—
営 業 証 明	107枚	—

(3) 閲覧取扱件数

1,523件

(4) 固定資産台帳複写枚数

4,908枚

(5) 自動車臨時運行許可事務

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
許可件数	118	81	89	77	56	70	82	56	75	65	59	100	928